

離婚と共済・保険

主任研究員 大沼 八重子

目次

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. はじめに | 4. 離婚と保険等 |
| 2. 離婚の現状 | 5. おわりに |
| 3. 離婚による生活水準の変化 | |

1. はじめに

100歳まで生きる人が珍しくない時代となり、結婚しない人、子どもを持たない夫婦、離婚する人、再婚する人、親と暮らす人、長生きして配偶者の死後ひとり暮らしをする人等、ライフスタイルが多様化している。共済・保険（以下、「保険等」と言う。）の保障設計は、「夫婦＋子ども2人」といった家族構成を標準モデルとして行うことも多かったが、近年ではよりライフスタイルの変化を考慮した保障設計が求められるようになってきている。

その背景として、保険等の有力な見込者層といえる25～54歳について、世帯にどのような変化がみられるのか、令和2（2020）年と、その25年前の平成7（1995）年とを比べてみた¹。男女別に、世帯の家族類型別世帯人員の割合をみると、25～54歳は男女共に約半数が「夫婦と子どもから成る世帯」に属しているが、割合は若干減少傾向にある（図表1）。また、「夫婦、子どもと親から成る世帯」といった3世代世帯は大きく低下している。一方で、増加したのは、男女とも「単独世帯」であり、男性の「単独世帯」の割合は9.5%から20.7%、女性は5.7%から12.5%へと大幅に上昇している。また、女性は「ひとり親と子どもから成る世帯」の割合が11.8%と、平成7年の時点の7.3%と比較して1.6倍以上増加している。

（図表1）男女別・世帯の家族類型にみた世帯人員の割合（25～54歳）

(単位:%)

		夫婦のみの世帯	夫婦と子どもから成る世帯	ひとり親と子どもから成る世帯	夫婦、子どもと親から成る世帯	単独世帯	その他の世帯
男性	令和2(2020)年 (N=2,320万人)	10.8	49.7	8.0	5.1	20.7	5.8
	平成7(1995)年 (N=5,290万人)	9.8	51.5	6.2	15.0	9.5	8.1
女性	令和2(2020)年 (N=2,284万人)	12.3	50.5	11.8	5.3	12.5	7.5
	平成7(1995)年 (N=2,638万人)	10.5	52.2	7.3	15.4	5.7	8.9

（出典）総務省「国勢調査」より筆者作成

25年前と比べ世帯構成には変化がみられ、背景には、女性の社会進出や未婚率の上昇、離婚の増加など様々な要因が考えられる。女性の「ひとり親と子どもから成る世帯」の増加の要因の1つには「離婚」があるが、離婚により、経済的な面でライフプランに影響を及ぼすケースは少なくないと思われる。

本稿では、離婚に着目し、離婚件数の推移や親権の状況、離婚後の就業状況等から離婚者の経済的な状況を把握するとともに、離婚により発生する可能性がある保険等の手続き等を整理することとしたい。

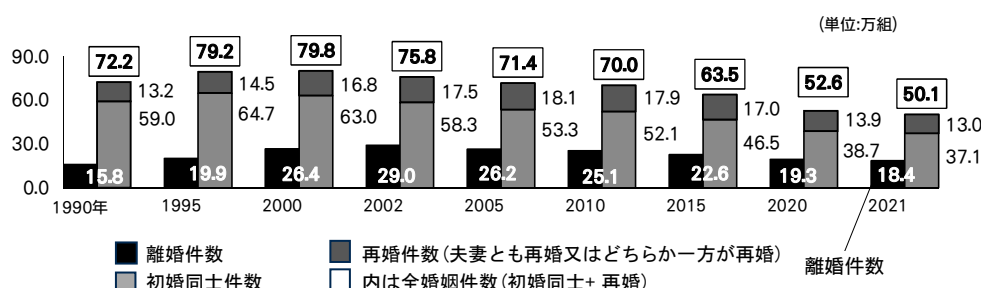
2. 離婚の現状

(1) 離婚件数の推移

離婚件数は、平成14（2002）年の約29万組

1 総務省「国勢調査(令和2年・平成7年)」

(図表 2) 離婚件数・初婚同士件数・再婚件数の推移



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」より筆者作成

をピークに逡減傾向にあり、令和3(2021)年は約18.4万組となっている(図表2)²。婚姻と離婚の件数比はこの20年、3対1程度で推移し、婚姻件数の減少に伴い離婚件数も減少していると考えられる。

なお、婚姻件数には再婚件数(夫婦とも再婚又はどちらか一方が再婚)が含まれる。全婚姻数に占める再婚件数の割合は、この10年概ね26%台で推移しており、離婚後に再婚する人が少なくないことを示している。

(2) 離婚までの同居期間

婚姻から同居をやめるまでの同居期間別に構成割合の推移をみると、全体的には、昭和55(1980)年から令和2(2020)年にかけて、同居期間10年未満が低下し、20年以上の割合が高まっている(図表3)³。しかし、10年未満は66.9%、なお7割近くを占める。うち5年未満も32.5%、3割を超え、婚姻期間の短い夫婦による離婚が多数となっている。

なお7.7%から21.6%へ大幅に上昇した20年以上は、子育てを終え、定年を迎える夫と二人暮らしへの移行時期を含めた熟年離婚が増えていることを示している。

(図表 3) 離婚件数の同居期間別割合の推移

	1年未満	1年以上 2年未満	2~3年	3~4年	4~5年	5~10年	10~15年	15~20年	20年以上
令和2年(2020年)	6.1	7.4	7.0	6.4	5.7	20.2	14.1	11.6	21.6
平成12年(2000年)	6.9	8.6	8.3	7.5	6.7	23.0	13.0	9.6	16.5
昭和55年(1980年)	9.2	8.1	7.2	6.5	6.2	27.7	17.3	10.0	7.7

(出典) 厚生労働省「人口動態統計特殊報告・離婚に関する統計」より筆者作成

(3) 離婚時の年齢

離婚時(届出時)の年齢の構成割合をみると、令和2(2020)年では夫は「30歳代」が29.0%、次いで「40歳代」が28.9%、妻は「30歳代」が31.5%、次いで「40歳代」が28.0%となっている(図表4)⁴。離婚時の年齢は夫も妻も30~40歳代が半数以上を占める。平均初婚年齢の平均は男性が31.2歳、女性が29.6歳であり⁵、前項の同居期間が短い夫婦による離婚が半数以上であったこととも符合する。

なお、令和2(2020)年と、その22年前の平成10(1998)年とを比べると、男女とも50歳代および60歳代が上昇している。この傾向

2 厚生労働省「令和3年人口動態統計」

3 厚生労働省「人口動態統計特殊報告 令和4年度(2022)離婚に関する統計」(令和4年8月)
なお、夫婦の別居時から離婚届を提出するまでの期間は、「1年未満」が82.8%。

4 注釈3と同じ。

5 注釈2と同じ。

は、前項の同居期間にも表れていた。こうした熟年離婚の増加は、離婚時の年金分割制度の創設も要因の1つではないかと思われる⁶。

(4) 離婚者世帯の状況

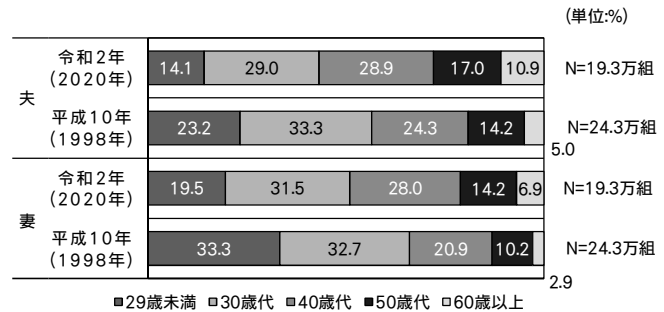
令和2（2020）年の国勢調査から、離婚者（妻又は夫と離婚して独身の者）世帯（24～54歳）について、男女別・家族類型別に世帯人員数をみてる。最も多く属する世帯類型は、男性が「単独世帯」で36.9万世帯、女性が「ひとり親と子どもから成る世帯」で84.7万世帯となっている（図表5）⁷。なお、「ひとり親と子どもから成る世帯」は、配偶者のいない成人した子どもが同居する世帯も含まれており、未成年の子どもがいる世帯だけではない。

未成年の子どもを持つ母子世帯については、同調査の母子（父子）世帯の状況からみることができる。同調査による女親（年齢25～54歳）と未婚の20歳未満の子どものみから成る母子世帯数は61.9万世帯、祖父母など他の世帯員と同居する母子世帯数を含めると86.3万世帯となっている⁸。そのうち離別による母子世帯数は、順に50.3万世帯、68.9万世帯であり、女親年齢25～54歳の母子世帯の約8割は離婚が理由である。

(5) 離婚時の親権を行う子どもの有無

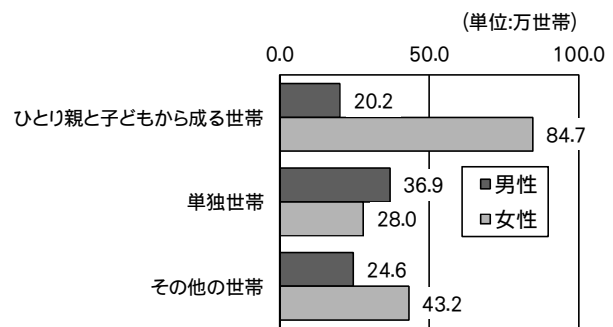
離婚は、民法第763条「夫婦は、その協議で、離婚をすることができる」と定められ、婚姻関係を解消する意思の合致があれば離婚は自由である。しかし、子どもがいる場合には、離婚届に親権者欄の記載がなければ、離婚届は受理されない。「親権」は、子どもの利益のために行使する権限・義務であり、離婚

(図表4) 夫妻の離婚時の年齢別構成割合（令和2年・平成10年）



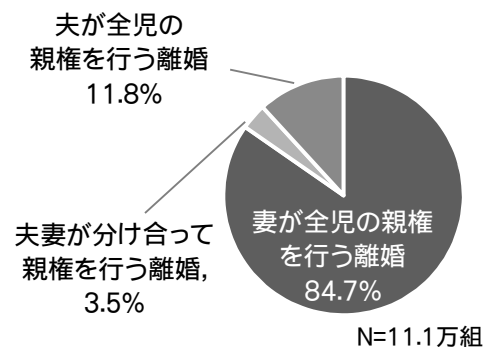
(出典) 厚生労働省「人口動態統計特殊報告・離婚に関する統計」より筆者作成

(図表5) 離婚者世帯（25～54歳）における男女別・家族類型別にみた世帯人員数



(出典) 総務省「令和2年国勢調査」より筆者作成

(図表6) 令和2年 未成年の子がいる親権の状況



(出典) 厚生労働省「人口動態統計特殊報告・令和4年度離婚に関する統計」より筆者作成

6 年金分割制度は、平成19（2007）年に運用開始。同制度は、離婚の後に夫婦の一方の厚生年金をもう一方（元配偶者）に分割する制度。

7 総務省「令和2年国勢調査」

8 注釈7と同じ。

時には父母のうち一方を親権者として決めなければならない(民法第819条 単独親権の原則)。

離婚時(離婚届時)に未婚の20歳未満の子どもがいる離婚件数は、令和2年が約11.1万組、全離婚件数の57.6%となっている。また、離婚時の妻の年齢25～54歳でみると10.1万組である。

未婚の20歳未満の子どもがいる親権の状況をみると、「妻が全児の親権を行う離婚」が84.7%であり、妻が親権を持つ離婚が8割以上となっている(図表6)⁹。

離婚時の妻の年齢別にみると、「妻が全児の親権を行う離婚」は「35～39歳」が18.8千組で最も多く、「40～44歳」が17.2千組、「30～34歳」が17.1千組で続いている(図表7)。シングルマザーとなる年齢は、30歳代～40歳代前半に多いことがみてとれる。

(6) 離婚の母子世帯の最年少の子どもの年齢

離婚時(離婚届時)の最年少の子どもの年齢を示す統計はないが、令和2年国勢調査から、離婚の母子世帯(母年齢24～54歳)が抱える最年少の子どもの年齢について構成割合をみると、「小学生(6～11歳)」が34.5%で最も多く、次いで「中学生(12～14歳)」が20.7%、「高校生」が20.1%、「乳幼児(1～5歳)」が14.9%となっている(図表8)¹⁰。将来的に教育費がかさむ中学生以下の子どもを抱える母子世帯は約7割を占める。

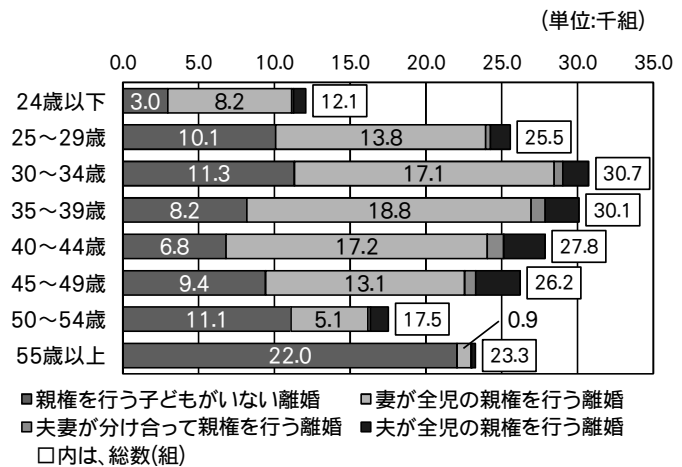
3. 離婚による生活水準の変化

(1) 離婚による、ひとり親世帯の生活状況

① ひとり親世帯の就業状況

ここからは、離婚により、経済面ではどの

(図表7) 離婚時の妻の年齢別・親権を行う者別離婚件数(令和2年)



(出典) 厚生労働省「人口動態統計特殊報告・令和4年度離婚に関する統計」より筆者作成

(図表8) 離婚による母子世帯(母年齢25～54歳)における最年少の子どもの年齢別構成割合

(N=50.3万世帯、単位:%)

乳幼児(1～5歳)	小学生(6～11歳)	中学生(12～14歳)	高校生(15～17歳)	大学生(18～19歳)
14.9	34.5	20.7	20.1	9.9

(出典) 総務省「令和2年国勢調査」より筆者作成
(注) 母子世帯は、ひとり親(女性)とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯

ような影響を受けるのか、就業状況や収入等の統計から確認する。

厚生労働省が原則5年に1回実施する、ひとり親世帯を対象とする調査から、離婚したひとり親世帯の就業状況をみる¹¹。令和3年度の実態調査結果(推計値)では、「就業している」が父子世帯で88.1%、母子世帯で88.0%であり、父子世帯・母子世帯とも9割弱が仕事をしている(図表9)。

しかし、離婚前の就業状況をみると、「就業していた」は父子世帯になる前の父が

9 親権を行わなければならない子とは、20歳未満の未婚の子をいう。令和4年4月以降18歳未満となった。

10 注釈7と同じ。母子世帯は、ひとり親(女性)とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯を言う。

11 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」。推計では、母子世帯は119万5000世帯、父子世帯は14万9000世帯。ひとり親世帯になった理由を「離婚」とする世帯は、父子世帯が69.7%、母子世帯が79.5%。

(図表9) ひとり親世帯の離婚前後の就業状況

(単位:%)

		就業							不就業	不詳
		正規の職員・従業員	会社などの役員	派遣社員	パート・アルバイト等	自営業・家族従事者	その他			
父子世帯	離婚前	97.6	71.0	5.4	0.8	3.6	15.2	1.7	2.2	0.1
	離婚後	88.1	61.2	5.6	1.0	5.4	13.8	1.2	4.8	7.1
母子世帯	離婚前	78.4	27.2	0.5	2.7	40.3	6.0	1.7	20.5	1.1
	離婚後	88.0	44.3	0.7	3.2	33.0	4.6	2.1	7.7	4.3

(出典) 厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」より筆者作成

97.6%、母子世帯になる前の母が78.4%であり、離婚前にも働いていたという母親は8割に満たない。また、男性は、離婚前と比べ離婚後の就業割合が低下している。仕事についていない理由（男性・ひとり親全体）をみると、「病気（病弱）で働けない」「時間について条件の合う仕事がない」「子どもの世話をしてくれる人がいない」が上位に挙げられていた¹²。子育てと仕事の両立が難しい男性も1割程度いるようである。

前掲図表9の就労形態をみると、母子世帯の場合、「正規の職員・従業員」の割合が、離婚前27.2%から離婚後44.3%へ上昇し、正規職員で働く人が半数弱を占める。一方、「パート・アルバイト等」（33.0%）や「派遣社員」（3.2%）をあわせると、非正規職員は36.2%となっている。非正規職員は、時間を自由にできる反面、賃金格差や長期の雇用が保証されないなどのデメリットがあり、経済的な面での影響は大きいと考えられる。

② ひとり親世帯の平均年収

ひとり親世帯の平均年収（世帯年収）についてみると、父子世帯が575万円、母子世帯が363万円となっている（図表10）¹³。これは、

(図表10) 令和2年の離婚を理由とするひとり親世帯の年間収入状況

			平均金額 (万円)
離婚	父子世帯	平均年収(世帯年収)	575
		自身の年間就労収入	454
	母子世帯	平均年収(世帯年収)	363
		自身の年間就労収入	240

(出典) 厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」より筆者作成。

(注) 「世帯年収」は、同居親族の収入を含めた世帯全員の年収。

児童（18歳未満の未婚の者）がいる世帯全体の平均年収が785.0万円であるのと比べると¹⁴、離婚後の父子世帯はその4分の3程度にとどまるのに対し、母子世帯はその半分以下である。

なお、母子世帯の母自身の年間就労収入は、全体の平均が240万円であるが、就業形態別で見ると「正規の職員・従業員」が344万円、「パート・アルバイト」が150万円となっている。母子世帯の4割弱が非正規職員であることから、厳しい経済状況がうかがえる。

(2) 単身世帯の平均年収

離婚後の単身世帯については、年間就労収入の統計がないため、総務省の家計調査から、

12 不就業中で就職したい父について、就職していない（できない）理由は、「病気（病弱）で働けない」が72.4%、「時間について条件の合う仕事がない」が38.0%、「子どもの世話をしてくれる人がいない」が36.7%となっている。

13 「世帯年収」は、同居親族の収入を含めた世帯全員。なお、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額も含む。

14 厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」

(図表11) 令和3年・単身世帯のうち勤労者世帯の実収入（1世帯当たり）

単身世帯		勤労者世帯の 1か月当たり 実収入(円)	勤労者世帯の 年間実収入 (万円)
男性	34歳以下	365,472	438.6
	35～59歳	474,747	569.7
女性	34歳以下	295,001	354.0
	35～59歳	324,095	388.9

(出典) 総務省「令和3年家計調査」より筆者作成

単身世帯における勤労者世帯の実収入をみてみる。単身世帯（勤労者世帯）1世帯当たり平均年収は、男性の場合、34歳以下が「年間438.6万円」、35～59歳が「569.7万円」、一方女性の場合、34歳以下が「354.0万円」、35～59歳が「388.9万円」となっている（図表11）¹⁵。年齢の上昇に伴う年収の伸びは、男性が130万円以上であるのに対し、女性は35万円程度の伸びにとどまる。

4. 離婚と保険等

(1) 保険等の解約による財産分与

ここからは、離婚により発生する可能性がある保険等の手続き等を整理する。

まず、保険等は、離婚時の財産分与の対象となる共有財産である。共有財産は、民法第768条「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる」と定められ、離婚時に財産分与を行うこととなる。対象となる保険等は、終身、養老、変額、外貨建て、学資、年金などの貯蓄型・積立型の生命保険等のほか、積立型の火災や自動車などの損害保険等であり、その解約返戻金相当額について財産分与を行う。財産分与の請求期限は、離婚時から2年となっている¹⁶。

なお、離婚する夫婦のいずれかが契約者であることが必要であり、祖父母が契約者である契約などは財産分与の対象とならない。また、婚姻前からの保険等は、婚姻前に掛金・保険料（以下、「保険料等」と言う。）の払込が終了していれば共有財産とはみなされない。ただし、保険料等の支払が婚姻後も継続していた場合は、婚姻前の解約返戻金相当額と、離婚時の解約返戻金の金額との差額を財産分与することとなる。

なお、解約にあたっては、解約返戻金が保険料等の支払総額ではない可能性、新規加入の場合は加齢により保険料等が上昇する可能性があること、健康状態により再加入が難しい可能性があることなどをふまえた十分な検討が求められる。

(2) 生命保険等を継続する場合

① 契約者や受取人の変更

生命保険等を解約せず、継続する場合は、代償金として離婚時の解約返戻金額を試算し、財産分与分を相手に支払う。また、契約者や受取人の変更が必要な場合¹⁷、変更によって保険金・共済金等（以下、「保険金等」と言う。）の受取時に適用される税金の種類が変わる可能性がある。以下、ア～オに例を挙げる（すべて図表12）。

ア. 契約者や受取人が「配偶者」である死亡保険等

契約者や受取人が「配偶者」となっている死亡保険等は、契約者を「自分」、受取人を「子ども」または「親」に変更し、契約を維持する。当然、契約者になれば、保険料等の支払義務が発生することとなる。

なお、契約者を「元配偶者」のままにし、

15 総務省「令和3年家計調査」

16 家庭裁判所に調停などを請求できる期限、除斥期間（民法第768条2項）

17 被共済者・被保険者の変更はできない。

(図表12) 離婚により発生する可能性がある生命保険等の「契約者」「受取人」の変更と課税

生命保険等の種類	生命保険等契約		契約者、被保険者等、受取人			課税	
			契約者	被保険者等 (変更不可)	受取人		
死亡保険等	ア	婚姻中の契約	配偶者 または自分	自分	配偶者	契約者が「配偶者」の場合は所得税、「自分」の場合は相続税	
		離婚後の契約	例1	自分	自分	子ども、親	相続税
			例2	元配偶者	自分	子ども	贈与税
子ども(学資)保険等	イ	婚姻中の契約	配偶者	子ども	配偶者	所得税	
		離婚後の契約	例1	自分(=親権者)	子ども	自分(=親権者)	所得税
			例2	元配偶者 (≠親権者)	子ども	子ども	贈与税
医療保険等	ウ	婚姻中の契約	配偶者	自分	自分	給付金は非課税	
		離婚後の契約	自分	自分	自分	給付金は非課税	
個人年金保険等	エ	婚姻中の契約	配偶者	自分	自分	年金開始時は贈与税、毎年の受取年金は所得税	
		離婚後の契約	自分	自分	自分	所得税(変更前・変更後の期間に対応する分を按分)(注2)	

(注1) 筆者作成。

(注2) 年金開始時は、年金受給権評価額に前契約者の保険料等負担割合を乗じた額に贈与税が課される。

受取人を「子ども」へ変更すると、保険金等の受取時に贈与税がかかる。贈与税は年間110万円の基礎控除があるが、その範囲を超えた部分は高い税率を課される。

また、一般の生命保険料控除は、受取人が「契約者本人」または「配偶者」、「その他の親族」である契約のみに適用される。例えば、契約者が「夫(自分)」、被保険者等が「夫(自分)」、受取人が「元妻(元配偶者)」といったように、受取人を離婚後も他人となった元配偶者のままにしておくと、生命保険料控除を受けられない。

イ. 契約者および受取人が親権者でない子ども(学資)保険等

子ども保険等の契約関係は、一般的に「契約者＝受取人」であり、離婚後は「契約者(＝親権者)＝受取人(＝親権者)」となることが推奨される。契約者および受取人が親権者でない場合、満期保険金や祝金等が親権者に引

き渡されないなどのトラブルの可能性もある。

なお、子ども保険等の受取人は契約者と同一でなくても契約は可能だが、子どもを受取人にする、受取時の保険金等が贈与税の対象となる。

ウ. 契約者が「配偶者」である医療保険等

契約者が「配偶者」となっている医療保険等は、契約者を「自分」に変更し、契約を維持する。医療保険等における入院給付金や手術給付金は、「身体の障害に起因して給付をうけるもの」として非課税である。

エ. 契約者が「配偶者」である個人年金保険等

契約者が「配偶者」である個人年金保険は、契約者を「自分」に変更し、契約を維持する。なお、個人年金保険料控除は、受取人が契約者本人または配偶者であること、かつ被保険者等と受取人が同一であることが要件となっている。そのため、要件に該当しない人に名義変更した場合、税制適格特約が外れてしまう¹⁸。

18 税制適格特約を付加するための条件は、①年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること、②年金受取人は被保険者と同一であること、③保険料払込期間が10年以上であること、④確定年金または有期年金の場合、年金支払い開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ年金支払い期間が10年以上であること。税制適格特約のみの解約はできない。

② 改姓、住所変更、保険料等振替口座の登録

こうした名義変更のほか、離婚後に旧姓等に戻る場合は改姓届、離婚に伴い転居する場合は住所変更届、契約者変更による保険料等振替口座の変更届等を行う。

(3) 生命保険等の保障の見直し・新規加入検討

離婚後は、家族構成・ライフスタイルにあわせた保障の見直しや新規加入検討の必要性が生じる可能性がある。例えば、元夫の死亡保障に付帯する家族特約等の場合、離婚後の元妻は保障の対象外となってしまう。元妻は未保障となる可能性があり、元妻の他の生命保険等の有無について確認を行うことが推奨される。

また、生命保険等による保障設計では、一家の大黒柱である世帯主は死亡保障を厚くし、配偶者は医療・がんなどの保障への加入が中心であることが多い¹⁹。離婚後に親権者となった母親は、自身の万一に備えた死亡保障が十分でない可能性があり、世帯主となる母自身を対象（被保険者等）にした保障の見直しが必要となる。そのほか、ひとり親世帯はもちろん単独世帯となった場合でも、働けなくなった場合の生活費に備える就業不能・生活障害保障、長生きリスクに向けた終身にわたる医療・がん保障、個人年金や介護保障などの加入・検討による経済的準備が推奨される。

(4) 自動車保険等

① 「自分」の自動車保険等

契約車両を主に運転する者である記名被

保険者・記名被共済者（以下、「記名被保険者等」と言う。）が「自分」となっている自動車保険等は、配偶者が乗らない状態であれば、運転者の範囲等について契約内容の見直しが推奨される。また、離婚に伴い名字が戻る（復氏）場合は改姓届、転居する場合は住所変更を行う。

② 自動車保険等を解約する場合

クルマを売却し、自動車保険等も解約する場合は、その解約返戻金が財産分与の対象となる。なお、当分クルマに乗る予定がない場合は、「中断証明書」の申請・発行が推奨される²⁰。中断証明書を取得しておけば、等級（ノンフリート等級）を最大10年間保存し、再契約時に等級を引き継ぐことができる。

③ 自動車保険等を配偶者に譲る場合

クルマを配偶者へ譲渡し、自動車保険等も配偶者に譲ってしまうと、自分が新たに自動車保険等に加入する場合には新規加入となり、等級は6等級新規となってしまう。自分の等級を自分が引き継ぎたい場合には、クルマのみを配偶者に譲渡し、自動車保険等は自分名義のまま解約し、クルマの購入予定がなければ「中断証明書」を申請・発行することが推奨される。なお、譲渡とともにクルマを購入する場合は、車両入替により手続きする。

④ 配偶者名義の自動車保険等を引き継ぐ場合

配偶者からクルマを譲ってもらい、記名被保険者等を「自分」に変更する場合、等級を引き継ぐための要件があることに留意する。割引等級（事故有係数適用期間を含む）を引

19 （公財）生命保険文化センター「令和4年度 生命保険に関する全国実態調査」によれば、死亡保険金平均金額 世帯主2,027万円、配偶者692万円、疾病入院給付金日額平均 世帯主9.8千円、配偶者8.1千円。

20 中断日（解約日または満期日）から13カ月以内の申請を要件とする共済団体・保険会社が多い。なお、中断する契約は7～20等級が要件となる（保険期間中に等級ダウン事故がある場合は、ダウン後の等級が7等級以上）。

き継ぐことができるのは、「記名被保険者等の配偶者」「記名被保険者等の同居の親族」「記名被保険者等の配偶者の同居の親族」に限られる²¹。つまり、「配偶者」から「自分」への記名被保険者等の変更手続きを離婚後に行うと、元配偶者は他人となり要件に該当せず、等級継承ができなくなってしまう。そのため、離婚前に変更手続きを行うことが推奨される²²。

また、記名被保険者等を変更した場合、運転者年齢条件等の契約内容、補償の見直しが推奨される。

5. おわりに

以上、離婚の現状、離婚後の就業状況等についてみてきた。年間約18万組以上が離婚し、婚姻期間が短い夫婦による離婚が多いこと、30～40歳代での離婚が多いことなどのほか、未成年の子どもを抱える夫婦の離婚は全体の6割弱を占め、その中で妻が親権者となるのは8割以上に上っていることなども確認された。離婚後の経済状況では女性の単身世帯の平均年収は男性よりも低い状況にあること、なかでも親権者となったシングルマザーは経済的に厳しい状況にあることなどもわかった。また、離婚により発生する可能性がある保険等の手続き等は、生命保険等における名義変更や契約者変更などのほか、離婚後の家族構成の変化による保障の見直しや新規加入の検討の必要性、自動車保険等の契約者変更など多岐にわたる。

このように、離婚により、家族構成や経済面などその後の生活環境は大きく変化する可能性がある。特に、離婚による経済的リスク

は男性よりも女性が顕著であり、離婚によって将来に不安を抱える女性は多いことが推察される。保険契約も、こうした利用者の人生の変化に対応していく必要があり、販売者側には契約保全や保障の過不足の確認、新たなリスクへの対処など適切なアドバイスが求められると言える。

経済面で影響の大きいシングルマザーについては、昨年度当研究所が実施した就業不能保険等の加入者を対象とした調査において、いくつかの加入行動等が明らかになっている²³。その加入状況や加入経緯をみると、7割弱（65.9%）が保険会社・共済団体の外交員・窓口を通じて就業不能保険等に加入していることや、約7割（68.2%）が死亡・医療・就業不能の保障に加入していることのほか、7割以上（70.5%）が生命保険会社や共済団体がアフターフォローの活動として行う契約内容確認活動を受けたことがあることなどが確認されている。生命保険等の販売は、ニーズが顕在化するタイミングを掴むことが重要であるが、この結果からは、販売者側が定期的な訪問等によってそのタイミングを逃さず、追加加入・見直しといった提案につなげている可能性も示している。

インターネット等非対面チャネルを通じて保険等販売を進める保険会社等は少なくないが、利用者の新しい人生の選択に寄り添い、会話を通じてニーズを引き出すことができる対面チャネルの強みに変わりはない。ライフスタイルの多様化に伴う利用者の詳細な加入行動等の分析については、今後の調査の課題としたいと思う。

21 上記に加え、JA共済では、クルマの用途車種が、農耕作業用大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、農業用小型特殊自動車の場合、記名被共済者の変更が親族間の変更であれば、割引等級を引き継ぐことができる。

22 記名被共済者を「他人」へ変更する場合は、等級を引き継がず、次契約が6等級新規となる。なお、「事故有係数適用期間」がある場合、車両所有者が元の所有者のままだと「事故有係数適用期間」を引き継ぐが、「他人」に変更されていればリセットされる。

23 大沼八重子（2023）「就業不能保険等の加入実態」『共済総研レポート』No. 186、一般社団法人JA共済総合研究所、24頁～31頁